

オオヒシクイ「自然の権利」訴訟

オオヒシクイは広大な越冬地を必要とします。茨城県の霞ヶ浦南岸に渡来する個体群は 50 羽程度で絶滅寸前でした。そこに高速道路「圏央道」の計画が持ち上がりました。道路建設を優先するあまり、行政はオオヒシクイの存在を無視し、脅かし続けました。

そこで、1995 年 12 月 19 日、オオヒシクイ・個人 2 名・団体 1（ヒシクイ保護基金）の 4 者が原告となり、「オオヒシクイ渡来地を鳥獣保護区に設定しないのは不当」として、知事を相手に水戸地方裁判所に提訴しました。

しかし翌年 2 月 7 日、オオヒシクイのみについて弁論分離の決定が出され、20 日、「オオヒシクイには、訴訟の当事者能力がない」との理由で、オオヒシクイの訴えを却下する判決を下しました。これを受けて原告側は、3 月 5 日に東京地方裁判所に控訴するも、4 月 23 日に控訴棄却の判決を受けました。

その後は、オオヒシクイ以外の原告たちの裁判が続きました。1998 年 2 月 3 日には、現地検証が行われ、裁判官 3 人が現地に赴き、オオヒシクイの状況などを検証しました。

2000 年 3 月 28 日に判決言い渡しがありました。棄却されたため、4 月 10 日に控訴しましたが、11 月 29 日に判決があり、原告の訴えは、またも棄却されてしまいました。

しかし、いくつかの収穫がありました。①野生生物を地域個体群でも保護すべき、と裁判所が認め、②圏央道建設の環境アセスメントに問題があった、とも裁判所が認めたことです。

この裁判は、アマミノクロウサギに続く「動物原告」裁判として、社会の注目を集め、人々の自然保護についての意識を高めるきっかけになりました。現在では、霞ヶ浦に自然を取り戻し、オオヒシクイやコウノトリ、トキまでもが住めるようにするための「アサザプロジェクト」が原告たちを中心に展開されています。